

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名 専門学校宮城高等歯科衛生士学院	設置認可年月日 昭和63年11月10日	校長名 吉田直人	所在地 〒 980-0803 (住所) 仙台市青葉区国分町1-5-1 (電話) 022-222-5079																				
設置者名 一般社団法人宮城県歯科医師会	設立認可年月日 平成26年4月1日	代表者名 細谷仁恵	所在地 〒 980-0803 (住所) 宮城県仙台市青葉区国分町1-5-1 (電話) 022-222-5960																				
分野 医療	認定課程名 医療専門課程	認定学科名 歯科衛生士科	専門士認定年度 平成12(2000)年度	高度専門士認定年度 -	薬事実務専門課程認定年度 -																		
学科の目的	歯科保健医療に関する知識及び技術を教授研究し、社会福祉と文化の進展に寄与し得る専門技術者(歯科衛生士)を育成する。																						
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	修了と同時に歯科衛生士国家試験受験資格取得、令和5年度中退率(6%)																						
修業年限 3年	昼夜 昼間	全課程の修了に必要な就業時数又は純単位数 ※単位時間、単位いずれかに記入 3,099 単位時間 111 単位	講義 2,154 単位時間 90 単位	演習 単位時間 21 単位	実習 単位時間 21 単位	実験 単位時間 21 単位																	
生徒認定員 150人	生徒実員(A) 128人	留学生数(生徒実員の内数)(B) 0人	留学生割合(B/A) 0%																				
就職等の状況	■卒業者数(C) : ■就職希望者数(D) : ■就職者数(E) : ■地元就職者数(F) : ■就職率(E/D) : ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : ■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : ■進学者数 : ■その他	42 人 38 人 38 人 32 人 100 % 84 % 90 % 0 人																					
	国家試験を受験し不合格となり、卒業後歯科医院でアルバイトをしながら本学院に通い、次年度国家試験合格を目指している。																						
	(令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報)																						
	■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 歯科診療所、行政																						
	第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載					無																
	評価団体 :	受審年月 :	評価結果を掲載したホームページURL																				
当該学科のホームページURL https://www.madih.ac.jp																							
企業等と連携した実習等の実施状況 (A、日いずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)																						
	<table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実習・実習・実技の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位時間</td></tr> </table>						総授業時数	単位時間	うち企業等と連携した実習・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間	うち必修授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間			
	総授業時数	単位時間																					
	うち企業等と連携した実習・実習・実技の授業時数	単位時間																					
	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間																					
	うち必修授業時数	単位時間																					
	うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の授業時数	単位時間																					
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間																					
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間																					
	<table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>111 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実習・実習・実技の授業時数</td><td>21 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>21 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の授業時数</td><td>21 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位</td></tr> </table>						総授業時数	111 単位	うち企業等と連携した実習・実習・実技の授業時数	21 単位	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位	うち必修授業時数	21 単位	うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の授業時数	21 単位	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位			
総授業時数	111 単位																						
うち企業等と連携した実習・実習・実技の授業時数	21 単位																						
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位																						
うち必修授業時数	21 単位																						
うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の授業時数	21 単位																						
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位																						
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位																						
<table border="1"> <tr><td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを遙算して六年以上となる者</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td><td>4 人</td></tr> <tr><td>② 学士の学位を有する者等</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td><td>1 人</td></tr> <tr><td>③ 高等学校教諭等経験者</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td><td>0 人</td></tr> <tr><td>④ 球士の学位又は専門職学位</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td><td>1 人</td></tr> <tr><td>⑤ その他</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td><td>0 人</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td>6 人</td></tr> </table>						① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを遙算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	4 人	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1 人	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 球士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1 人	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計		6 人
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを遙算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	4 人																					
② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1 人																					
③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																					
④ 球士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1 人																					
⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																					
計		6 人																					
<table border="1"> <tr><td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td><td>6 人</td></tr> </table>						上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	6 人																
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	6 人																						

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

歯科医療及び歯科衛生士について知見のある歯科医師、関係団体関係者等が委員として参画する教育課程編成委員会を設置し、業界の人才の専門性に関する動向、歯科医療の方向性、今後必要となる知識や技術など歯科医療及び歯科衛生士教育について意見をいただき、授業内容の充実や向上を図る。歯科医療の方向性、今後必要となる知識や技術などの意見を参考に、教育課程の改善に関する意見交換を行うことで、より実践的な職業教育の質確保に組織的に取り込む。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本学院における教育課程及び運営の決定機関である学院全体会議の下に教育課程編成委員会を置き、以下の過程を経て教育課程を編成、決定する。

1 教員による現状教育課程の分析結果から、授業科目の開設または授業内容・方法の改善・工夫について検討し、開設・改善・工夫案を作成する。

2 「教育課程編成委員会」において、上記1の開設・改善・工夫案について、専門的、実践的見地から検討し、意見交換を行う。

3 上記2を踏まえて、同委員会から提案された開設・改善・工夫内容を学院全体会議で審議し、決定する。

4 委員会の協議内容等については、宮城県歯科医師会理事会にも同様に報告する。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
駒形 守俊	一般社団法人仙台歯科医師会顧問(駒形歯科医院副院長)	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
人見 早苗	一般社団法人宮城県歯科衛生士会副会長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
吉田 直人	専門学校宮城高等歯科衛生学院学院長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
上原 忍	専門学校宮城高等歯科衛生学院副学院長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
莊司 伸樹	専門学校宮城高等歯科衛生学院教務部長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
角田 哲	専門学校宮城高等歯科衛生学院副教務部長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
小原 由紀	専門学校宮城高等歯科衛生学院教務主任	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
阿部 寿郎	専門学校宮城高等歯科衛生学院事務長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、

地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (6月、7月頃と2月、3月頃)

(開催日時(実績))

令和5年度第1回 令和5年6月28日 19:00～20:00

令和5年度第2回 令和6年2月28日 19:00～20:00

0

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程編成委員会で協議、提案、意見等があつた事項については、学院全体会議に報告、検討し、改善に活用している。また、教育課程改正等の重要事項については、宮城県歯科医師会の学院運営協議会に提案、協議することになる。具体的には「臨地・臨床実習」の実施に当たり、効果的な実習内容の実施の指摘があり、歯科診療所における実習内容の改善や小学校口腔衛生指導実習におけるビデオ撮影を利用した授業の改善等に繋げた。国家試験対策合格率向上の対策について、更なる対策として個人指導の強化等の指摘があり、模擬試験結果に基づく学生毎のレベルに合わせた少人数制勉強会を改善、充実させ実施した。また、大学等の学外講師授業における歯科衛生士国家試験出題基準に沿ったさらなる授業内容の改善等の意見があり、現在検討中の現行教育課程の抜本的な改正の中で、今回の指摘を含め、教育課程編成委員会の意見を取り入れて改正案を纏めることとしている。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

臨床実習は、実習施設(協力病院、診療所、施設)において直接対象者(患者)と接しながら臨床能力を高め、高度な専門能力、自ら課題を創造、思いやりと社会性を持ったヘルスプロモーションの担い手として医療機関、施設、行政において即戦力となるため、臨床における実践的な診療補助・口腔衛生管理ができる能力を修得することを目指して設定している。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

*授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

1 「臨地・臨床実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は、一般社団法人宮城県歯科医師会の会員の歯科診療所で実施しており、宮城県歯科医師会から受入承諾書を得て連携、実施している。また、これらの施設は、歯科衛生士学校養成施設指定規則並びに歯科衛生士養成所指導ガイドラインに基づき、事前に実習施設として施設側から承諾をいただき、かつ県に届出て承認が得られた施設に対し「臨地・臨床実習Ⅰ」、「臨地・臨床実習Ⅱ」、「臨地・臨床実習Ⅲ」という授業科目について、学院長が各施設長充てに受入れ依頼を送り、連携して実施している。

2 「臨地・臨床実習Ⅰ」では、早期から見学実習を行うことで、患者像や歯科衛生士像を知ることで、自己学習意欲を高め、本学院内での学習の重要性を認識する教育機会となることを期待するもので、目標を①医療従事者として相応しい適正と資質を示せる②歯科衛生士業務の一部を体験することができる目標に行っている。

3 「臨地・臨床実習Ⅱ」、「臨地・臨床実習Ⅲ」では、①歯科衛生士業務の基本を体験できる②病院、診療所、施設の各職場において歯科衛生士の役割と責任について理解し、その一員として自覚も持った行動がとれる③臨床実習を通して、自己の歯科衛生士としての自覚を高めることができることを目標として行っている。臨地・臨床実習では、臨床実習先と打ち合わせ会を開催して、学校が作成した臨床実習の手引書の確認を行い、内容について確認をしている。また、学生の定められている目標に基づき臨床経験4年以上の歯科衛生士の指導の下、実習が行われ実習指導者からの報告書により学生の評価が行われている。

4 実習経費については、実習先からの請求に基づき実習終了後に支払いをしている。

(3) 具体的な連携の例*科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等
臨地・臨床実習Ⅰ	①歯科衛生士に関連する業務全般の見学 ②小学生への口腔衛生指導及び資料の作成 ③歯科診察補助の体験	宮城県歯科医師会会員歯科診療所(東邦歯科診療所、仙台ときわ歯科、今野歯科医院、たかはし歯科医院、懸田歯科医院)総数24先
臨地・臨床実習Ⅱ	①診療における必要な前準備及び器具の消毒・滅菌 ②歯科衛生士業務の指導を受けながら実際に使う。	宮城県歯科医師会会員歯科診療所(東邦歯科診療所、三浦歯科医院、アーバン歯科クリニック、今野歯科医院、懸田歯科医院)総数22先
臨地・臨床実習Ⅲ	①患者に対し初期検査を行い、口腔保健指導等を行う。 ②歯科衛生士業務を自ら行う。	宮城県歯科医師会会員歯科診療所(仙台ときわ歯科、アーバン歯科クリニック、今野歯科医院、岡村歯科医院、かんざき歯科医院)総数24先

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

本学院は、教員に対する研修の必要性を把握し、専門分野の実務に関する知識や技術及び授業や生徒に対する指導方法を習得させ、教員の能力及び資質等の向上を図るものとする。本学院は、必要と認める場合には、他の機関や企業等と共同して、または外部の機関に委任して研修を行うことができるものとする。本件は、本学院の「教員研修に関する内規」に定めており、これに基づき研修を実施している。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名： 第29回日本摂食嚥下リハビリテーション学会学術学会

連携企業等： 日本摂食嚥下リハビリテーション学会

期間： 令和5年9月2日(土)～9月3日(日)

対象： 専任教員

内容 摂食嚥下リハビリテーションと多様性

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名： 2023年度歯科衛生士専任教員講習会Ⅰ

連携企業等： 全国歯科衛生士教育協議会

期間： 令和5年7月31日(月)～8月4日(金)

対象： 専任教員

内容 歯科衛生士学校・養成所において主として、その実技教育を担当している専任教員の指導能力を充実し、歯科衛生士の資質向上を図ることを目的として講習を行う。

研修名： 2023年度歯科衛生士専任教員講習会Ⅲ

連携企業等： 全国歯科衛生士教育協議会

期間： 令和5年8月28日(月)～9月1日(金)

対象： 専任教員

内容 歯科衛生士教育における教育内容及び専任教員のレベルの統一さらにはレベルアップを図り、教員としての豊かな人間性を養うことを目的として講習を行う。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名： 2024年度歯科衛生士専任教員講習会Ⅱ

連携企業等： 全国歯科衛生士教育協議会

期間： 令和6年7月29日(月)～8月2日(金)

対象： 専任教員

内容 歯科衛生士学校・養成所において主として、その実技教育を担当している専任教員の指導能力を充実し、歯科衛生士の資質向上を図ることを目的として講習を行う。

研修名： 2024年度歯科衛生士専任教員講習会Ⅳ

連携企業等： 全国歯科衛生士教育協議会

期間： 令和6年8月19日(金)～23日(金)

対象： 専任教員

内容 歯科衛生士教育における教育内容及び専任教員のレベルの統一さらにはレベルアップを図り、教員としての豊かな人間性を養うことを目的として講習を行う。

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

学院内評価委員会で評価項目に沿って自己評価を行い、学校関係者評価委員会において自己点検評価結果を報告、協議し、学校評価委員会委員が教育活動や学校運営に関するそれぞれの観点から意見を述べ、指導助言、評価を行い、それをもとに今後の課題検討と具体的な改善策の策定を行うことで教育活動、学校運営の質向上に活かすことを狙いとする。学校関係者評価委員会の評価結果は、宮城県歯科医師会理事会に報告するとともに、「学校自己評価報告書」及び「学校関係者評価結果」として学校ホームページに公開する。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	A.学校の理念・目的・育成人材像は定められているか B.学校における職業教育の特色を活かしているか C.学校の理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが生徒・学生・保護者等に周知がなされているか
(2)学校運営	A.目的等に沿った運営方針が策定されているか B.運営方針に沿った事業計画が策定されているか C.運営組織や意志決定機能は、規則等において明確化されているか D.人事・給与に関する規程等は整備されているか E.教務・財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか F.業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか G.教育活動に関する情報公開が適切になされているか H.情報システム化等による業務の効率化が図られているか
(3)教育活動	A.教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が作成されているか B.教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応し教育到達レベルや学習時間の確保がされているか C.学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか D.キャリア教育・実践的な職業教育の始点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか E.関連分野の企業・関係施設等、業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか F.授業評価の実施・評価体制はあるか G.教育に関する外部関係者からの評価を取り入れているか H.成績評価・単位認定、進級・卒業認定の基準は明確になっているか I.人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか J.関連分野における業界等との連携において優れた教員(本務・兼務含む)の提供先を確保するなどのマネジメントが行われているか K.関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のための取組が行われているか L.職員の能力開発のための研修等が行われているか
(4)学修成果	A.就職率の向上が図られているか B.資格取得率の向上が図られているか C.退学率の低減が図られているか D.卒業生の社会的な活躍及び評価を把握しているか E.卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか
(5)学生支援	A.進路・就職に関する支援体制は整備されているか B.相談に関する体制は整備されているか C.学生の健康管理を担う組織体制はあるか D.学生の生活環境への支援は行われているか E.保護者と適切に連携しているか F.卒業生への支援体制はあるか G.社会のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか

(6)教育環境	A.施設・整備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか B.学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修の場等について十分な教育体制を整備しているか C.防災に対する体制は整備されているか
(7)学生の受入れ募集	A.学生募集活動は、適正に行われているか B.学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか C.学生納付金は妥当なものとなっているか
(8)財務	A.中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか B.予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか C.財務について会計監査が適正に行われているか D.財務情報公開の体制は整備できているか
(9)法令等の遵守	A.法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか B.個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか C.自己評価の実施と問題点の改善に努めているか D.自己評価結果を公開しているか
(10)社会貢献・地域貢献	A.学校の教育資源や施設を活用した社会貢献、地域貢献を行っているか B.地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等を含む)の受託等を積極的に実施しているか
(11)国際交流	A.受入れ・派遣等において適切な手続き等がとられているか B.学内での適切な体制が整備されているか

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価からの意見を基に、学内評価委員会、学院全体会議で今後の課題や対応を検討して、必要に応じて宮城県歯科医師会理事会とも協議しながら教育活動、学校運営の改善に活用している。具体的な指導、助言としては、臨地・臨床実習の充実、卒業生の活躍等の把握と情報の分析、学外講師の授業内容の改善、国家試験対策の強化と卒後教育の充実などで、改善案を検討に活かすと共に、現在検討している抜本的な教育課程改革の参考としている。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所 属	任期	種別
江草 宏	東北大学病院総括副病院長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員
伊藤 美香子	医療法人財団あおば会介護老人保健施設ハート五橋理事・看護介護長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員
堀込 ゆかり	宮城高等歯科衛生学院同窓会会長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	卒業生
人見 早苗	宮城県歯科衛生士会副会長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員
菅原 甚一	国分町親交会会长	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	地域住民

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: http://www.madh.ac.jp/guideline/*a4

公表時期: 令和6年8月30日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本学院は、「専門学校における情報提供等へのガイドライン」に基づき、教育機関として歯科衛生士養成教員に係る教育活動や学校運営等について社会に対する説明責任を果たすとともに、校正かつ透明性の高い運営を実現し、教育の質の向上及び学校運営の改善を図ることを目的に、学校情報をホームページ、学院パンフレットで情報提供する。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校の概要、沿革、教育理念、人材育成像、学校の特色、事業計画 (教育の重点分野)
(2)各学科等の教育	カリキュラム等、卒業の要件、国家試験対策・合格率、卒業者数と進路
(3)教職員	教員数、歯科医師役員コラム
(4)キャリア教育・実践的職業教育	実習・実技指導、就職指導
(5)様々な教育活動・教育環境	校舎概要、主な施設・設備の特色、主な実習施設、その他施設・設備
(6)学生の生活支援	教育活動(学校行事)
(7)学生納付金・修学支援	入試要項(学費納入、教育支援制度、高等教育の修学支援制度、日本学生支援機構奨学金)
(8)学校の財務	財務状況
(9)学校評価	学校自己評価・学校関係者評価
(10)国際連携の状況	海外研修制度
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ・~~広報誌等の刊行物~~・その他())

URL: <http://www.madh.ac.jp>

公表時期: 2024/4/1 (但し学校評価については、2024/8/30)

授業科目等の概要

(医療専門課程 歯科衛生士科)										企業等との連携		
分類			授業科目名	授業科目概要			配当年次・学期	授業単位数	授業方法	場所	教員	
必修	選択必修	自由選択		講義	演習	実験・実習・実技						
1	○		化学	様々な専門化学を学習する上で基礎となる「化学」を修得する。	1 前	15	1	○		○	○	
2	○		生物学の基礎	生物学の基礎知識を習得するとともに、化学的思考を身に付ける。	1 前	15	1	○		○	○	
3	○		数学統計の基礎	統計とは現象の法則性を追及するために発生した方法論であり、これを利用することで様々な意思決定がなされている。統計学の理論的な枠組みの解説を行い、データの取得から初步的な統計的手法を学習する。	2 前	15	1	○		○	○	
4	○		社会倫理学	現代社会の問題、現代に生きる私たちの責任、権利、義務、倫理について考える。先端医療技術にまつわる倫理的な問題に対する思考力を養う。	2 前	15	1	○		○	○	
5	○		情報科学	日常におけるコンピューターや、ネットワークを利用するうえで必要なリテラシーを学ぶ。パソコンを利用して情報活用をし、わかりやすく伝える方法を学ぶ。	1 前	20	1	○		○	○	
6	○		実践英語	歯科で使用する英語を理解し会話ができるようにする。	1 前	15	1	○		○	○	
7	○		歯科英語	歯科衛生士に必要な専門知識を英語で理解するための基礎を習得する。英単語を自分で辞書を引き調べる。口腔衛生指導を英語で説明することを学ぶ。	2 前	15	1	○		○	○	
8	○		行動科学	コミュニケーション法を学び、患者の行動特性を理解できることを学習する。	3 後	20	1	○ △		○	○	
9	○		心理学	いろいろな種類の人の行動について、どのような法則性があるのかについて理解を深めるとともに、その基礎として、自分自身を含め周りにいる人々の行動及び関係について客観的分析的に考える態度を身に付ける。	1 通	30	2	○		○	○	
10	○		解剖学	人体の構造の概要を理解する。	1 前	30	2	○		○	○	
11	○		組織・発生学	細胞・組織・発生について概要を理解する。歯と歯周組織の組織学的構造および発生について理解する。	1 後	20	1	○		○	○	

(医療専門課程 歯科衛生士科)													
分類				授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時間数	単位数	授業方法		場所	教員	企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習			
12	○			人体機能学 (生理学)	人体の仕組みの基礎的事項を学び、理解する。歯科衛生士として必要な、歯及び口腔機能に関する知識を習得する。	1後	30	2	○		○		○
13	○			生体物質・口腔の化学 (生化学)	口腔衛生指導・栄養管理指導をするうえで必要な生化学的知識、並びにう蝕・歯周病等の原因・予防を理解するための基礎として必要な口腔生化学的知識を身に付ける。	1前	20	1	○	△	○		○
14	○			口腔解剖学	口腔を中心に頭頸部の解剖について基礎知識を身に付ける。	1通	30	2	○		○		○
15	○			歯牙解剖	口腔形態を理解するために、歯冠部並びに歯根の形態を理解する。	1前	20	1	○		△	○	○
16	○			病理学・口腔病理学	疾病について基本的な考え方を習得し、顎口腔領域に発症する多彩な疾患について理解を得る。	1後	30	2	○		○		○
17	○			薬理学・歯科薬理学	薬物が生態に対してどのように作用し、治療学的意義を持つのかについて、代表的な薬物を中心に基盤的な知識を習得する。	1後	30	2	○	△	○		○
18	○			微生物学・口腔微生物学	微生物学は病原微生物の生態、微生物一宿主関係並びに感染症を理解し、免疫学は病原微生物に対する免疫応答を理解する。	1後	30	2	○	△	○		○
19	○			口腔衛生	口腔の健康について理解を深め、集団における口腔疾患予防能力、地域集団に対する疾患の予防能力を高めるために口腔保健に関する専門知識を習得する。	1前	20	1	○		○		○
20	○			公衆歯科衛生・歯科衛生統計	口腔保健情報を科学的根拠に基づいて理解するための知識、方法について学ぶ。	1後	30	2	○		○	○	○
21	○			衛生学・公衆衛生学	公衆衛生学に必要な環境と人との関わり、疾患を予防するための社会の取り組みに関する知識の習得。	1前	20	1	○		○		○
22	○			カリオロジー学	う蝕に関する各事項を統合することで「カリオロジー（う蝕学）」として理解する。	3前	15	1	○		○		○
23	○			衛生行政・社会福祉	日本の法・制度の基本枠組みと、歯科衛生業務を行う上で必要な諸法規を学び、社会の仕組みとその中の歯科衛生の役割を理解する。また、これから保険、医療、福祉分野における歯科の在り方を考え、積極的に社会に参画する素養を身に付けることを目指す。	2前	30	2	○		○		○

(医療専門課程 歯科衛生士科)													
必修	分類		授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所	教員	企業等との連携
	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技			
24	○		歯科衛生士概論	歯科医学における臨床の概要、歯科衛生士としての基礎となる知識と歯科医療の基本を学ぶ。	1通	30	2	○	△		○		○
25	○		保存修復学	歯牙硬組織疾患の診査・診療・治療の手順について理解する。	1後	20	1	○			○		○
26	○		歯内療法学	歯髓及び根尖性歯周疾患の原因と進展機序を理解し各種歯内治療法の目的及び術式を理解する。	2前	30	2	○			○		○
27	○		歯周療法学 I	歯周組織の構造と機能、歯周病の発症・進展機構、歯周治療の理論的背景それについて説明できる。歯周病の術式を知り、それを説明できる。歯周治療に果たす歯科衛生士の役割を説明できる。	2前	30	2	○			○		○
28	○		歯周療法学 II	歯周検査を基に口腔ケアプランを作成し、口腔清掃指導やスケーリング・ルートプレーニング及びメンテナンスが実践的に行えるようにする。模擬患者実習を行い、各自の症例についてパソコンを使用してプレゼンテーションができるようにする。	3前	40	2	○	△	△	○		○
29	○		歯科補綴学1	歯の喪失に伴う口腔の特性及びそれに関連する顎口腔系並びにこれらに関連する全身的变化を理解しクラウンブリッジ診療を補助するために必要となる治療計画、治療、術後管理の知識を身に付ける。	2前	15	1	○			○		○
30	○		歯科補綴学2	歯の喪失に伴う口腔の特性及びそれに関連する形態的、機能的な退行変化並びにこれらに関連する全身的变化を理解し、治療計画、治療、治療後の管理及び補綴治療における診療補助能力を身に付ける。	2前	15	1	○			○		○
31	○		歯科矯正学	不正咬合とそれによる様々な障害、それに対する矯正歯科医師がどのように対処するのかを学び、歯科衛生士としてどのようにサポートするのか、知識と技術を学ぶ。	2前	15	1	○			○		○
32	○		口腔外科学	口腔外科の診療補助能力を習得する。各項目については、診療補助の範囲を考慮する。	1前	20	2	○			○		○
33	○		小児歯科学	口腔疾患の発病、進行時期として重要な小児期における歯科衛生士の役割を理解し、臨床の場で対応できるような能力の基礎を総合的に学ぶ。小児の心身の発達に関する基本的知識や、小児の口腔疾患、予防法、診療補助等について知識を習得する。	2前	20	1	○			○		○

(医療専門課程 歯科衛生士科)														
必修	分類		授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法		場所		教員		企業等との連携
	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任
34	○		障がい者・高齢者歯科学	疾病を持つ高齢者及び障がい者のQOLを高める歯科的援助を行うため、高齢者、障がい者の全身・精神・行動・顎口腔の特徴と、これらの人々に対する歯科医療の機能と役割及び支援法を理解する。	2前	20	1	○		○			○	
35	○		口腔疾患予防処置法Ⅰ	対象となる個人、集団のニーズに応じた適切な歯科衛生行動をとるために問題解決能力を高め、専門的な支援の実践につながる予防処置Ⅰにおける知識、技術、態度を習得する。	1通	160	4	○	△	△	○	○	○	
36	○		口腔疾患予防処置法Ⅱ	対象となる個人、集団のニーズに応じた適切な歯科衛生行動をとるために問題解決能力を高め、専門的な支援の実践につながる予防処置Ⅱにおける知識、技術、態度を習得する。	2通	80	2	○	△	△	○	○	○	
37	○		口腔疾患予防処置法Ⅲ	対象となる個人、集団のニーズに応じた適切な歯科衛生行動をとるために問題解決能力を高め、専門的な支援の実践につながる予防処置Ⅲにおける知識、技術、態度を習得する。	3通	80	2	○	△	△	○	○	○	
38	○		保健指導法Ⅰ (含 栄養指導)	対象となる個人、集団のニーズに応じた適切な歯科衛生行動をとるために問題解決能力を高め、専門的な支援の実践につながる保健指導Ⅰにおける知識、技術、態度を習得する。	1通	120	3	○	△	△	○	○	○	
39	○		保健指導法Ⅱ	対象となる個人、集団のニーズに応じた適切な歯科衛生行動をとるために問題解決能力を高め、専門的な支援の実践につながる保健指導Ⅱにおける知識、技術、態度を習得する。	2通	80	2	○	△	△	○	○	○	
40	○		保健指導法Ⅲ (含 関連医学)	対象となる個人、集団のニーズに応じた適切な歯科衛生行動をとるために問題解決能力を高め、専門的な支援の実践につながる保健指導Ⅲにおける知識、技術、態度を習得する。	3通	80	2	○	△	△	○	○	○	
41	○		歯科衛生ケアプロセスⅠ	対象者のニーズに応じた歯科衛生ケアを意図的に、科学的に実施するために、収集した情報の処理と問題点の明示、その原因の考察方法を習得する。	1後	15	1	○	△		○	○		
42	○		歯科衛生ケアプロセスⅡ	対象者のニーズに応じた歯科衛生ケアを意図的に、科学的に実施するために、収集した情報をクリティカル思考を用いて処理し、歯科衛生診断を行い歯科衛生ケアプランをデザインする。	2前	15	1	○	△		○	○	○	

(医療専門課程 歯科衛生士科)													
必修	分類		授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時間数	単位数	授業方法			場所	教員	企業等との連携
	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技			
43	○		歯科診療補助法 I	対象となる個人、集団のニーズに応じた適切な歯科衛生行動をとるために問題解決能力を高め、専門的な支援の実践につながる歯科診療補助 I の知識、技術、態度を習得する。	1通	120	3	○	△	△	○	○	○
44	○		歯科診療補助法 II（含歯科材料、歯科放射線学、介護技術）	対象となる個人、集団のニーズに応じた適切な歯科衛生行動をとるために問題解決能力を高め、専門的な支援の実践につながる歯科診療補助 II の知識、技術、態度を習得する。	2通	120	3	○	△	△	○	○	○
45	○		歯科診療補助法 III	対象となる個人、集団のニーズに応じた適切な歯科衛生行動をとるために問題解決能力を高め、専門的な支援の実践につながる歯科診療補助 III の知識、技術、態度を習得する。	3通	120	3	○	△	△	○	○	○
46	○		感染予防学	感染の成立原因に対する理解と感染予防対策の具体的方法を習得する。	2前	15	1	○			○		○
47	○		臨床検査法	歯科における臨床検査の補助を適切に行うため、臨床検査の意義、諸検査に必要な知識、検体の取り扱いについて習得する。	2通	20	1	○	△		○		○
48	○		臨地・臨床実習 I	①歯科衛生士に関する業務全般の見学 ②小学生への口腔衛生指導及び資料の作成 ③歯科診療補助の体験	1通	90	2		△	○	○	○	○
49	○		臨地・臨床実習 II	①診療における必要な前準備及び器具の消毒・滅菌 ②歯科衛生士業務を指導を受けながら実際にを行う。	2通	360	8		△	○	○	○	○
50	○		臨地・臨床実習 III	①患者に対し初期検査を行い、口腔保健指導等を行う。 ②歯科衛生士業務を自ら行う。	3通	495	11		△	○	○	○	○
51	○		看護学 I	看護における援助プロセス・方法を学び、医療職者に共通する問題解決過程、観察、安全管理について理解する。	1後	15	1	○	△		○		○
52	○		看護学 II	医療従事者に必要な「人」「健康」「生活」「看護」について概要を知り、対象に適切な援助を行うための一助とすることができる。	3後	15	1	○	△		○		○
53	○		摂食・咀嚼・嚥下指導	摂食・嚥下障害を有する対象者及び高齢者へ適切な歯科衛生ケアを行うため、摂食・嚥下指導及び専門的口腔ケアの基本的な知識・技術・態度を習得する。	3通	40	2	○	△	△	○	○	○
54	○		病院管理学（社会保険・請求事務歯科マネジメント）	円滑な歯科医院業務に貢献できるよう、社会保険制度の仕組み及び保険請求に関する基礎知識を習得する。	3後	15	1	○			○		○

(医療専門課程 歯科衛生士科)													
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所	教員	企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技			
55	○		総合歯学	学修してきた内容の総復習を行い、歯科衛生士として必要な知識を再確認する。	3後	104	5	○			○		○
56	○		海外研修	歯科衛生士に関する基本的な用語を英語で説明する、診療室における基本的な事項を英語で表現する。英文ホームページ、文献から必要な情報を収集する、などの基本的な英語力を習得する。	2通	90	2	○			○	○	○
57	○		研究Ⅰ	歯科衛生士・臨床に関する課題を自ら見出し、研究を行い、論文を作成するための基本的な知識、技術、態度を習得して、研究における意義、その構成要素を説明する。また、研究に関連した文献を収集する。	1後	20	1	○	△		○	○	
58	○		研究Ⅱ	研究Ⅰで習得したことに基づき、研究計画書を作成して、論文提出に到るまで、効果的に指導者に相談し研究、分析する。	2通	30	1	○	△		○	○	○
59	○		研究Ⅲ	研究Ⅰ、Ⅱで習得した知識等に基づき、研究に必要なデータを収集、分析し、結果を考察する。考察した結果に基づき、効果的に指導者に相談して、論文を作成する。	3通	30	1	○	△		○	○	○
合計					59	科目	111(3,099)	単位	(単位時間)				

卒業要件及び履修方法			授業期間等	
卒業要件： 全ての授業科目を履修して、各科目60点以上であること。卒業認定試験は60%以上の正解率であること。			1学年の学期区分	
履修方法： 各授業科目毎に、その授業科目の3分の2以上出席すること。			1学期の授業期間	

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。